



近税正風会

number

92号

令和4年1月1日

正風会

新年のご挨拶

- 近税正風会 会長 堤 昌彦 02
- 近畿税理士会 会長 杉田 宗久 03

会長退任のご挨拶 04

第47回定期総会 04

令和3年 新春研修会 05

令和3年 夏の研修会 05

令和4年 新春研修会のご案内 05

青年部 Web つぼみの会 06

青年部 ゴルフ大会 06

税理士制度の見直し 07

本部組織図 08

執行副会長の紹介 09

専務理事 抱負・活動予定 09

常務理事 抱負・活動予定 10

青年部 本部役員紹介 12

研修受講義務について 14

令和3年認定研修一覧 14

近税正風会について

● 綱領・成り立ちと現状 15

● お礼とご寄附のお願い 15



新年のご挨拶

近税正風会 会長

堤 昌彦

新年あけましておめでとうございます。令和4年の年頭にあたり近税正風会の会員先生方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、私は昨年10月26日に開催しました第47回定期総会におきまして、衣目修三先生の後任の会長に就任いたしました。

近税正風会の会長職を担うという責任の重大さを噛み締めているところでございます。会員先生方におかれましては、衣目前会長と同様、ご指導ご鞭撻とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、一昨年に引き続いて新型コロナウイルス感染症拡大により近税正風会の活動は大幅な制約を受け、本部及び各支部の定期総会は規模を縮小して開催又は書面決議となりました。また、近税正風会の事業の大きな柱である会員研修会も新春研修会は感染対策を行ったうえで開催いたしました、夏の研修会はWeb研修となりました。

新型コロナウイルスの感染状況は先が見通せませんが、今年度の事業計画にも掲げておりますように、コロナ禍においても十分な会務運営が行えるよう

工夫して参ります。

また、昨年の近畿税理士会役員選挙では予想に反し対抗する会長候補の立候補があり、13年ぶりに会長選挙が行われました。この選挙においては近税正風会の会員先生方のご協力、ご支援によりまして当会が推薦した杉田宗久候補が圧勝いたしました。しかしながら、コロナ禍での選挙であったこともありますが、最近は無投票当選が続いていたこともあり、十分な選挙対策ができなかったことを反省しています。

今年8月には、令和5年に実施される近畿税理士会役員選挙の候補者を推薦するため、役員候補推薦委員会と選挙対策委員会を立ち上げ、税理士業界の発展のために活動していただける先生を推薦し、推薦者全員の当選に万全の態勢で臨みます。その折にはなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が日本のみならず、世界中の国々において新型コロナウイルスと共存し、より良き年になることを願うとともに会員先生方のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

近畿税理士会 会長

杉田 宗久

令和4年の新春にあたり、近税正風会の皆様方に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。また、平素は近畿税理士会の各種事業に対しまして格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響で、税理士会の会務運営が従来通りには行えませんでした。しかし、皆様方のご協力により何とか無事に苦難を乗り越えたばかりか、会務のICT化も進めることができました。茲に重ねて御礼を申し上げます。

さらに、昨年の近畿税理士会の役員選挙では、平成20年の会長補欠選挙以来の会長選挙が実施されることになりましたが、近税正風会のご尽力により会長に再任させていただきました。今後も精進してまいりますので、倍旧のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。また、副会長、理事、監事にも多くの候補者を近税正風会からご推薦いただきました。さらに、各部委員会の編成にあたりまして、近税正風会から、多くの方のご推薦をいただき、皆様方の力強いご支援に対し、改めて心より御礼申し上げます。

さて、最近のアンケートによると「出来れば会務に参加したくない」という会員が8割以上いるそうで、会務離れが

進んでいると言われています。しかし、この結果は特段驚くものではなく、会務参加で仕事時間が減るのは困る、税理士同士の懇親にも興味がないという人は以前から多かったと思います。自ら進んで税理士会の役員になりたい人はほとんどいません。そのような中、税理士会の将来を託せる人をみんなで探して、会務をお願いするしかありません。支部活動で頑張っている人の中から、周りからも信頼され、会務を一生懸命に出来る人を探し出して頂いているのが近税正風会だと思います。これからよろしくお願いいたします。

誰かが税理士会のため会員のため損得抜きで努力していかねばなりません。税理士会の活動を何もしなかった会員にも、その活動の成果は及びます。それでも会務を担った会員は愚痴をこぼさず前を向いて進んでいかねばなりません。その人に後ろから力を与えてくれるのが近税正風会の仲間だと思います。今後も税理士会のためご協力をお願いします。

結びにあたり、近税正風会の益々のご隆盛と会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

会長退任のご挨拶

近税正風会 名誉会長 衣目 修三

新年あけましておめでとうございます。会員の先生方におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。私こと、会長の任期に関する会則等により、令和3年10月の定期総会終結の時を以て、近税正風会会長職を任期満了により退任させて頂きました。在任12年の間には先生方から多大なるご指導ご鞭撻を賜りまことに有難うございました。心より厚くお礼申し上げます。また、会長職退任に伴い、会則により名誉会長に就任させて頂きました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

なお、後任会長には堤昌彦氏が就任致しました。なにとぞ、私同様よろしくお願い申し上げます。

新会長のもとで、近税正風会の二つの方向性(業界のため汗をかく近税会役員の推選・将来を担う若手税理士の育成)の更なる実現と当会の組織的運営により、近税正風会の発展を願っております。

近税正風会 第47回 定期総会

第47回定期総会が令和3年10月26日(火)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において開催されました。本定期総会は昨年同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に重点を置き、当日の会場運営においては本部役員をはじめとする出席者全員の検温、マスク着用のお願い、ソーシャルディスタンスの確保など徹底した感染防止策を行いました。事前周知と出席会員の皆様のご理解とご協力により、混乱なく定刻通りの開催となりました。

まず、勘場執行副会長の司会により物故者への黙祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、太田執行副会長の開会の言葉に続いて、衣目会長が挨拶を行いました。次に神戸支部長田部会の福田隆彦会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。



第1号議案「令和2年度事業報告承認の件」は田中執行副会長並びに各担当部長が議案説明を行い、第2号議案「令和2年度収支計算書及び財務諸表承認の件」は國分財務部長が議案説明を行い、その後、土井修監事より「適正に表示している」旨の監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認



可決されました。

第3号議案「令和3年度事業計画(案)承認の件」と第4号議案「令和3年度収支予算(案)承認の件」も福田議長のつつがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

第5号議案「本部役員改選の件」は田中執行副会長の議案説明ののち、岩嵯理致役員選考委員長より選考の経過および結果についてご報告があり、次期会長には堤昌彦会員を、執行役員及びその他の役員候補は会長一任とする旨が述べられ、挙手多数により承認可決されました。

審議終了後には、新しく就任した堤会長から挨拶があり、続いて12年間近税正風会を支えてこられ、新しく名誉会長に就任した衣目名誉会長から挨拶がありました。

新旧会長のあいさつの後には、杉田宗久近畿税理士会会長、白石信三桜美会会長より丁重なるご祝辞を賜り、祝電披露ののち、西浦執行副会長の閉会の言葉をもって、定期総会は閉会しました。

例年定期総会終了後に開催されていた意見交換会は今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止を余儀なくされました。支部を越えての相互の親睦、その交流を深める機会が奪われ、非常に残念でなりません。来年こそはコロナ禍が終息し、盛会だったコロナ前の意見交換会が再び開催されることを切に願うばかりです。



令和3年 新春研修会

令和3年1月18日、エル・おおさかにおいて、近税正風会新春研修会が開催されました。

今回は上西左大信先生を講師にお招きして「令和3年度税制改正について」のご講演をいただきました。

法人課税については、デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制が創設されることや所得拡大促進税制が改正されることについて解説がありました。また、個人所得課税については、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職所得課税が見直されること



や面積要件を一部拡充したうえで住宅ローン控除の適用が延長されることについて説明がなされました。更に贈与税については面積要件を一

部拡充したうえで住宅取得等資金に係る贈与の非課税枠が拡大されることについての解説がありました。いずれも実務に直結する箇所を中心に詳しくお話をしていただきました。

どこよりも早い改正情報であるだけでなく、実務にすぐ役立つ素晴らしい研修会だったと思います。

例年ですと研修会終了後に新規登録者歓迎会が開催されますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となったことは非常に残念でなりません。和やかな雰囲気での懇親会を多くの先生方が楽しみにしていたものと思います。1年後、新型コロナウイルス感染症拡大が収束し、再び新規登録者歓迎会が開催されることを期待しています。(中谷 潤)



令和3年 夏の研修会

令和3年7月27日より、ビデオ配信の形式で近税正風会令和3年夏の研修会が開催されました。今回の研修会は2部構成となっており、第1部は講師に弁護士の角田龍平先生をお迎えし、「浪速の弁護士のコミュニケーション術」と題して講演をしていただきました。マルチな活動をされている角田龍平先生の語り口はとても軽快で、弁護士としてのコミュニケーション術も大変興味深いものでした。私たちの税理士業務においても様々な場面でコミュニケーション能力は必要とされるため、今後の事業に活かしていきたいと思いました。

第2部は近畿税理士会副会長の石原健次先生を講師としてお招きし、「税理士法に関する改正要望書(案)

～令和4年度改正に向けて～」と題し、税理士法改正に向けた動向について、詳細に解説をしていただきました。ウィズコロナ・アフターコロナの社会や経済状況を見据え、ICTに対応した税理士制度の構築など、これからの社会に向けた制度の方向性を示すためにも法整備が必要であると感じました。(今富 裕一)



令和4年 新春研修会のご案内

令和4年度の税制改正では、昨年度に引き続き、①デジタルエコノミーへの対応と一層の推進、②新しい経済構造への対応、③働き方の多様化等への対応、④持続可能な地方税財政基盤の構築、⑤納税環境の整備を中心に税制改正が行われる見込みです。また、新型コロナウイルス感染症の影響等を克服するための各種措置が構築される予定です。

そこで今回の研修は講師に上西左大信先生をお招きし、令和4年1月及び4月から適用される措置の概要も含め、どこよりも早い令和4年度税制改正の内容を詳細に解説していただきます。

日 時： 令和4年1月20日(木) 午後2時(1時30分受付)
場 所： エル・おおさか(大阪府立労働センター)2階「エル・シアター」

なお、新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言等が発表された場合は、開催を中止させていただくこともあります。

青年部 Web つぼみの会



令和3年4月22日(木)つぼみの会をリモート開催しました。

今回は西・泉・京都府支部での合同開催でした。参加者は3支部の会員と青年部の執行部を合わせた24名。



部、兵庫県東支部の4支部合同でZoomを利用したWebによる「つぼみの会」が開催されました。

参加者26名が自己紹介を行ったあとは、6～7名の少人数に分かれてインボイス制度や電子帳簿保存

法への対応状況などの情報交換が行われました。その後再び全員が集まり開催されたピンゴ大会では、お肉や日本酒、モバイルバッテリーなどの豪華賞品を手にするべく白熱した戦いが繰り広げられました。最後にもう一度、少人数に分かれて普段の仕事のことや遊びのことで楽しく会話が行われたところで時間となり閉会となりました。

Web開催ではどうしても意思疎通や積極的な発言に課題が残るところ、組織委員会の先生方の工夫とリードにより終始会話が途切れることもなく情報交換や親睦を深めることが出来ました。

「つぼみの会」に参加して、支部を越えた先生方の結束力、優しく迎え入れてくれるところ、先生方の楽しそうな笑顔、それでいて真面目な質問にはしっかり真剣に答えてくれるところが印象的でした。躊躇して参加する機会を逃してしまった先生がおられましたら次の機会には参加をお待ちしております。(小川 光彦)

辻青年部長の挨拶に始まり、各自簡単な自己紹介の後、ブレイクアウトルームと呼ばれる各グループに分かれて懇談会は行われました。リモートでの会議は人数が多いと話しにくいという欠点があるので、少人数のグループでは会話が弾みました。

当日は、正風会に未入会の先生もいらしたので、チエブクロの説明や厚生・組織各委員長から委員会の説明がありました。ちょうど、近畿税理士会の会長選挙があったところなので、未入会の先生方も、どのような活動をしているのかイメージしやすかったのではないかと思います。コロナ禍の下でも、このように顔を合わせられることができて有意義だったと思います。数多くの先生が、このつぼみの会をきっかけに近税正風会に加入していただけることを願っています。

(中野 誠)



令和3年9月28日に北支部、東大阪支部、豊能支

青年部 ゴルフ大会



令和3年6月24日、飛鳥カンツリークラブにおいて第43回近税正風会ゴルフ大会が開催されました。今年も昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、青年部会員のみへのご案内であった中、総勢75名の参加となりました。

当日は、風はほとんどなく、晴天の中でプレーが行われました。競技方法はHDCP上限なしのダブルベリア方式で行われ、ゴルフの腕前に関係なく幅広く楽しむことができました。

昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策のためプレー後の成績発表等の開催は断念することとなりましたが、個人戦、団体戦、ドラコン、ニアピンにおいて数多くの豪華賞品が用意されており、大変盛り上がりしました。

(松井 勝彦)



個人戦	優勝	吉岡奈美	北支部	グロス	106	ハンデ	36.8	ネット	69.2
	準優勝	大森達也	神戸支部	91	21.2	69.8	団体戦		
	3位	押野有紀	城南支部	91	20.0	71.0			

優勝	神戸支部
準優勝	北支部
3位	城南支部

税理士制度の見直し

日税連理事会で令和3年6月23日に機関決定を行った「税理士法に関する改正要望書」に基づき、令和3年12月10日与党税制改正大綱にて「税理士制度の見直し」が明記された。この見直し案は、「所得税法等の一部を改正する法律案」として令和4年通常国会に提出が予定されている。

以下、見直し案の要点を記載する。

【概要】

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。



近畿税理士会副会長
石原 健次

I ICT化とウィズコロナ時代への対応

1 税理士の業務におけるICT化の推進

税理士は、業務のICT化等を通じて、納税者の利便向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めることとする旨の規定を設ける。併せて、その取組みが進展するよう、業務のICT化に関する規定を日税連・税理士会の会則の絶対的記載事項とする。

2 事務所設置規制の見直し

税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする。

併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性を確保するための運用上の措置を講ずる。

3 税務代理の範囲の明確化

税務代理(申告や調査・処分に対する主張等の代理代行)を行うに当たって前提となるような通知等について、税務代理権限に基づいて受領できることを明確化する。

加えて、納税者・税理士の利便性向上の観点から、税務代理権限証書に関する様式の整備を行う。

4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化

5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

II 多様な人材の確保

6 税理士試験の受験資格の見直し

多様な人材確保と受験者数の減少に対処する観点から、以下の見直しを行う。

- ① 会計学科目について受験資格を不要とし、早期の受験開始を容易にする。
- ② 税理士には広く社会に関する基礎的素質が求められていることを踏まえ、税法科目の受験資格について、大学卒業等の学識による場合に修める必要がある履修科目を「法律学又は経済学」から「社会学に属する科目」に拡充する。

III 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

7 税理士法人の業務範囲拡充

税理士法人は、税理士と同様に、成年後見業務や租税教育・普及に関する業務を行うことができることとする。

8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備

税理士法人の社員税理士は、懲戒処分等により税理士業務を停止した場合に税理士法人から脱退することを明確化する。

9 懲戒逃れを図る税理士等への対応

税理士法違反に係る調査及び懲戒処分の対象は、現職の税理士・税理士法人に限定されているが、懲戒手続開始前に自ら登録を抹消し処分を免れようとする動き(懲戒逃れ)に対処する等、税理士業務の適正な運営を確保する観点から、以下の整備を行う。

- ① 税理士調査の対象に「元税理士」「にせ税理士」を加える(罰則あり)。
また、対象者の関係人(使用人・取引先銀行等)や官公署に対し、書類提供等の協力を要請できることとする(罰則なし)。
- ② 在職中に税理士法違反を行った元税理士について、懲戒処分を受けるべきであったことの決定をすることができることとし、その決定が行われた場合において、懲戒処分と同等の制裁措置(再登録不可・官報公告)を講ずる。

10 税理士懲戒処分の除斥期間の創設

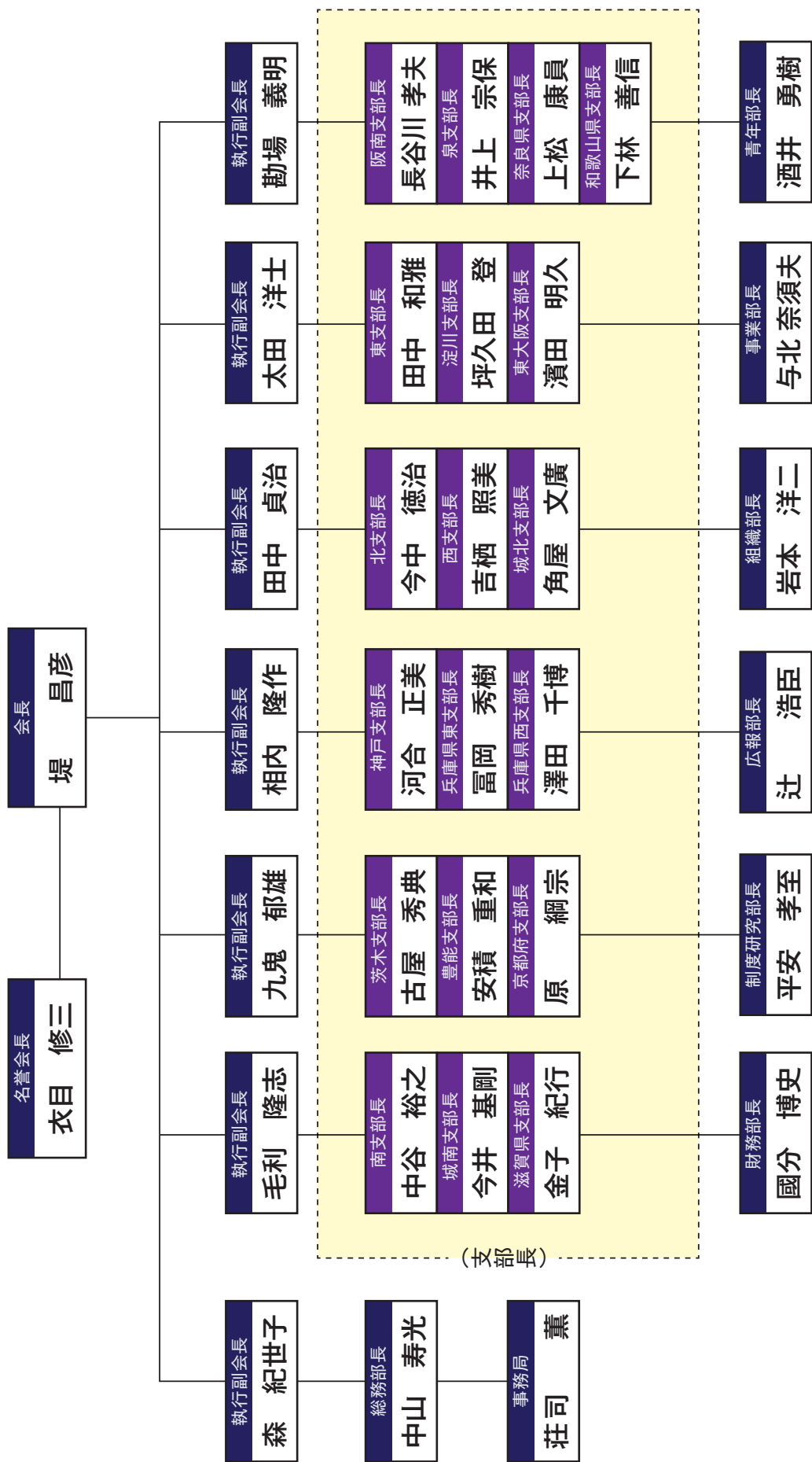
法的安定性の確保や税理士における疎明資料の保管等に係る負担軽減の観点から、税理士法違反後10年を経過したときは、懲戒手続を開始できないこととする。

IV その他

11 税理士による申告書添付書面について、簡明性向上等の観点から様式の見直しを行う。

12 税理士試験受験願書の添付写真について、旅券用写真を使用可能とするため、様式の見直しを行う。

本部組織図



令和3年11月現在

執行副会長の紹介

第47回定期総会(令和3年10月26日開催)終了の翌日より新体制にて会務運営を執行していきます。会則第17条においては「会長及び執行副会長は、次条の各部を統括し、本会の運営及び事業活動を執行する。」となっているように新たに会長を補佐する執行副会長が選任、就任しました。そこで新に就任した7名の執行副会長を紹介いたします。

執行副会長

森 紀世子
毛利 隆志
九鬼 郁雄
相内 隆作
田中 貞治
太田 洋士
勘場 義明

総務部担当
財務部担当
制度研究部担当
広報部担当
組織部担当
事業部担当
青年部担当

専務理事 抱負・活動予定



専務理事は3人制へ

近畿税理士会 専務理事

辻本 典彦

いつもお世話になっております。城南支部天王寺部会の辻本典彦です。近税正風会のご推薦をいただき、近畿税理士会(本会)で専務理事を務めさせていただきます。

まずは、本会会務運営に格別のご協力いただいていますことを心より感謝申し上げます。ご承知のとおり、本会には、16の部と3つの常任委員会並びに法対策推進本部があります。それらの部委員会をリードする常務理事のほとんどが近税正風会のメンバーで構成されていることは、何よりも心強い限りであります。

税理士制度の維持発展のためには、本会会務に真摯に向き合ってくれる多くの先生方を近税正風

会から推薦していただくことが重要です。

さて、昨年の総会において会則変更がなされ、専務理事の定数を2人以内から3人以内に改正されました。専務理事を留任されました相間宏章・秦雅彦先生に加え、新たに私が杉田会長から指名を受けました。私と、相間・秦両専務は、青年部時代から正風会の会務にともに携わってきた経験もあり、また、年齢も近いこともあって、昔を懐かしく思いつつも精力的に職務を遂行しています。

各部委員会は、環境の変化に即応し税理士制度の継続的な維持発展を目指し事業計画に則り事業を遂行していますが、各部委員会が相互に協力連携しなければならないものもあり、また、活発な会務運営を十分に発揮する意味で、専務3人制はうまく機能しているのではないかと思います。

さて、本会では、会報紙「近畿税理士界」やホームページにて情報を発信していますが、より、情報を適時、スピーディーに伝えるため、メール配信を行っています。ぜひ、会員専用ホームページから登録していただきますようお願い申し上げます。

常務理事 抱負・活動予定

総務部から
沢山の元気を!近畿税理士会 総務部長
岡本 正

令和3年7月から、近畿税理士会において、総務部長を務めております下京支部(近税正風会京都府支部下京部会)の岡本正です。

総務部では、定期総会等会議の運営、ホームページ及びグループウェアの管理・運営、ICTを活用した会務運営の推進、危機管理体制の構築等々の活動を展開しております。

なかでもホームページで展開しているサイボウズは、サイボウズOfficeからサイボウズGaroonへ改選し、今まで本会役員・部員・委員が主に活用し、支部には1アカウントの提供に留まっていたましたが、支部にも複数アカウントを提供し、益々本会と支部との強い繋がりと即時性の構築を図って参ります。

また前回定期総会で改正されました危機管理規則

に合わせた標準支部規約一部改正及び標準支部危機管理細則(モデル)全部改正を進めています。

この危機管理については、令和3年度で2年振りに被災状況の報告訓練を実施し、ご協力を賜り感謝しておりますが、報告率が38%程度と高いとは言えず、これを倍増すべく検討を重ねています。なお、この被災状況の報告訓練のお知らせを従前から税務等の情報発信でも使用しているホームページで登録していただいたメールアドレスに送信しています(登録率約58%)ので、必ずメールアドレスの登録をお願いいたします。登録方法は、簡単で、近畿税理士会ホームページ内、会員専用ページからログイン(ID・パスワードが不明の場合、事務局までお問合せください。)し、左上の「電子メールアドレスの登録はこちらから!」をクリック、あとは必須入力事項である「登録」を選択、メールアドレスを入力、「留意事項を了承しました」にチェックを入れるだけです。この間、僅か2、3分で登録完了しますので、是非ともご登録をお願いします。

組織の扇の要である総務部の元気が近畿税理士会の元気に繋がると信じ、部員とともに活動して参りますので、今後ともご協力をお願いいたします。

詰まりの無いよう本会からの連絡事項を各部委員会と連携をはかりながら適宜お伝えするとともに、支部長会等を通して支部長先生方のご意見を拝聴し、一方通行で無く対面通行できるよう取り組んでおります。

また新型コロナウイルスの影響により支部会員が対面で集まれず、総会をはじめ役員会・委員会の開催に障害が生じている事から、Web会議の導入をはじめとするデジタル化を推進し、次なる感染拡大に備えるためにも効率的な運営方法を発信することに努めるとともに、各支部の良い運営事例を共有いただけるよう取り組んで参ります。

近税正風会の先生方には、引き続きご支援ご協力賜りますことを衷心よりお願い申し上げますとともに、本年が素晴らしい一年になることをご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

発足より5期目を迎えました中小企業対策部の本年度の事業計画は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、会員に対して各種施策を講じる」「中小企業の健全化・活性化を図るため、会員による事業承継支援・中小企業支援の環境整備を行う」「会計参与制度の普及・定着を図る」「中小企業の会計に関する指針及び同基本要領の普及啓発を行うための施策を講じる」「新たに事業を立ち上げようとする者への創業・起業支援を行う」といたしました。

支部と本会の
パイプ役を!近畿税理士会 指導連絡部長
林 武

新年あけましておめでとうございます。

私は昨年7月に指導連絡部長を拝命いたしました、城北支部枚方部会に所属しております林武と申します。枚方支部長を終えた後、近税正風会のご推薦により本会理事は2期目となり、また今期より常務理事ということで職責の重さに身の引き締まる思いです。誠心誠意会務に尽くして参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当部は本会と支部とを繋ぐパイプ役であり、目

5期目を迎えました
中小企業対策部近畿税理士会 中小企業対策部長
道野 充宏

新年あけましておめでとうございます。昨年7月に中小企業対策部長を拝命しました、阪南支部阿倍野部会の道野充宏です。この度、近税正風会のご推薦により初めて理事に就任いたしました。誠心誠意会務に励む

税理士は、中小企業の大いなる発展に寄与しなくてはなりません。これからも、有用な研修会の開催や各種情報の発信に鋭意取り組んでまいりますので、ご支援

ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、近税正風会のますますのご発展と会員皆様のご健勝ご多幸を衷心より祈念申し上げます。

研究と発表の
調査研究部近畿税理士会 調査研究部長
藤田 隆大

令和3年7月に調査研究部長を拝命いたしました藤田隆大です。

近畿税理士会の調査研究部の事業計画では、①税制等に関する調査研究を行い、建議・要望を取りまとめで発表する。②大学との学術交流を行う。③研修への講師を派遣する等があります。この計画に沿って具体的には、①支部や会員先生方から寄せられた税制改正の意見を取りまとめ意見書として日本税理士会連合会

税理士だからこそできる
租税教育を近畿税理士会 租税教育推進部長
段野 隆弘

新年あけましておめでとうございます。令和3年7月に租税教育推進部長を拝命いたしました東大阪支部富田林部会の段野隆弘です。今回、近税正風会の推薦を受け近畿税理士会の理事に初めて就任し、その上常務理事という重責に改めて身の引き締まる思いです。

租税教育推進部では、本会が求める租税教育についての理念を、各支部や講師を担う会員に周知し、租税教室の現場において児童・生徒・学生などの受講者に広く伝えていただけるよう日々活動しています。

租税教育を行う最大の目的は、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育

成することであるといえます。租税教育とは、その目的を達成するために行う「税を通して社会を考える学習」といえます。

税理士が行う租税教育として本会が伝えていただきたいことは次の3点です。

- ①「税とは何か」「なぜ税が必要なのか」といった税の意義・役割
- ②申告納税制度の理念や公平の概念
- ③租税法律主義の考え方

特に③について、税は選挙を通して自分たちが選んだ代表者によってその集め方や使い道が決められており、納税者は選挙を通してそのルール(法律)作りに参加していることを広く伝えていただきたいと考えています。

近税正風会の会員の皆様、特に青年部の先生方には積極的に租税教室の講師に参加していただき、税理士だからこそできる租税教育を広く伝えていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

わかりやすい
広域活動を目指して近畿税理士会 公益活動対策部長
清水 佳子

新年明けましておめでとうございます。

令和3年7月に公益活動対策部長を拝命致しました門真支部所属の清水佳子です。

公益活動対策部は、成年後見制度に関する事項、地方公共団体及び非営利法人の外部監査制度に関する事項、政治資金監査制度、裁判外紛争手続きに関する事項、行政不服審査法の審理員制度等に関する事項という税理士の職能を活かした社会貢献活動を所掌としております。

今回初めての試みとして、「30分でわかる公益活動」という研修会を実施することに致しました。活動ごとに区切って研修会を作成しておりますので、わかりやすく先生方にも公益活動に対してご興味を持っていただけののではと思っております。

また、以前より開設している成年後見支援センター相談室につきましては、現在Web会議システム及び電話転送機能を用いた相談体制を継続しております。一般市民からだけでなく会員の先生方からも相談の受付をしておりますので成年後見等で疑問等がございましたら是非成年後見支援センターへご相談ください。

これから二年間、部員の先生方と一緒に頑張ってください。

本年が皆様にとって素晴らしい一年になりますよう心からお祈り申し上げます。

青年部 本部役員紹介



青年部長
酒井 勇樹

この度、近税正風会青年部長を拝命いたしました淀川支部・西淀川部会の酒井勇樹と申します。

その責任の重さに身の引き締まる思いです。歴代の青年部長の先生方の意思を引き継ぎ、より魅力的な青年部となるように努力して参ります。

これまで青年部の本部役員として、平安青年部長の時に厚生委員を、辻青年部長の時に厚生委員長を経験させて頂きました。この2期4年間で、青年部の多くの先生と仲良くして頂き、また先輩先生方とも親しく話をさせて頂く機会が多くあったために、常に楽しく青年部活動に参加できました。このような青年部活動の楽しさを若い先生方に感じて頂けるよう、一緒に青年部活動を行いたいと考えております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の影響があり、これまでのような青年部活動が行うことができないかもしれませんが、IT技術等を積極的に利用し、創意工夫して楽しい青年部活動を実施して参ります。

青年部活動は、先輩先生方、青年部会員先生方のお力添えをいただかなければ何事も出来ません。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



事務局長
上谷 真生

この度、青年部事務局長を拝命いたしました東大阪支部・富田林部会の上谷真生と申します。これまで先輩諸先生方が築き上げてこられた伝統ある青年部事務局長という大役を仰せつかったことは、私にとって大変名誉なことではありますが、同時に、その職責の重さも実感し、改めて身の引き締まる思いであります。今回、委員長、事務局次長、そして本部役員をお引き受けくださいました先生方の力をお借りし、酒井青年部長を支え、活気ある青年部になりますよう努めてまいります。至らぬ点も多々あるかと存じますが、精一杯尽力させていただきますので、今後とも会員先生方のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



総務委員長
山本 恭太郎

この度、青年部総務委員長を拝命いたしました泉支部・岸和田部会の山本恭太郎と申します。

総務委員会では青年部主催事業の運営を行います。その委員長という大役を仰せつかり大変名誉なことであるとともに身の引き締まる思いであります。

至らぬ点もあるかと思いますが、総務委員会一丸となって誠心誠意業務を遂行して参りたいと思います。会員先生方のご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



財務委員長
千村 理人

この度、青年部財務委員長を拝命いたしました阪南支部・阿倍野部会の千村理人と申します。

財務委員会では本部財務部と連携を図り、青年部主催事業における入出金管理を行います。また、各種イベント開催時には受付業務を行います。担当事務局次長、委員の先生方の協力を得て、誠心誠意業務に取り組んで参りたいと思います。会員先生方の温かいご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



制度委員長
中田 慎吾

この度、青年部制度委員長を拝命いたしました淀川支部・東淀川部会の中田慎吾と申します。

過去に2年間制度委員として所属しておりました。そしていきなり委員長という大役に不安を感じておりますが、私なりに青年部の会員先生方に税理士制度についての見識を深めていただくよう努めてまいります。

不慣れではございますが、担当事務局次長、委員の先生方と協力して精一杯取り組む所存でございますので、皆様のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



広報委員長
濱田 裕章

この度、青年部広報委員長を拝命いたしました泉支部・泉佐野部会の濱田裕章と申します。広報委員会は青年部の活動状況を多くの先生に知っていただくため、研修会、懇親会、ゴルフ大会等、各種行事の写真撮影と原稿執筆依頼を行っております。また、近畿税理士会の理事会傍聴に参加いただく会員先生の手配も行っております。広報委員会一同、一致団結し誠心誠意取り組んで参りますので、ご支援ご協力、よろしくお願い致します。



組織委員長
金本 昌史

この度、青年部組織委員長を拝命いたしました南支部・浪速部会の金本昌史と申します。

組織委員会は、毎月の近畿税理士会証票伝達式や登録者歓迎会での勧誘、つぼみの会の開催、会員名簿の作成が主な活動です。

前期に引き続き二度目の組織委員長となりますが、前期は新型コロナウイルス感染症により組織委員会の活動が制限される形になりました。

今期は正風会会員の増強ができるよう委員全員全力で努めてまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



事業委員長
太田 聡

この度、青年部事業委員長を拝命いたしました茨木支部・茨木部会の太田聡と申します。事業委員会では、研修会の企画・運営と、本部主催の研修会の運営補助を行っております。青年部大会での研修を筆頭に、充実した内容の研修会を開催し、会員先生方の実務のお役に立てるよう努めてまいります。

不慣れではございますが、担当事務局次長、委員の先生方と協力して精一杯取り組んでまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



厚生委員長
齊藤 新

この度、青年部厚生委員長を拝命いたしました淀川支部・東淀川部会の齊藤新と申します。

厚生委員会では、ボウリング大会・ゴルフ大会・青年部大会などの会員先生方の相互交流や親睦を深める場を企画・運営いたします。コロナウイルスに対する配慮が欠かせない日々が続いておりますが相互交流や親睦をきっかけに、一人でも多く近税正風会の活動に参加して頂けるように、厚生委員会一丸となって、盛り上げて参ります。何分不慣れではございますが精一杯取り組んでまいりますのでどうぞ皆様のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

研修受講義務について

近畿税理士会では、一昨年来のコロナ禍を機に、ICTを活用した種々の施策を推進しております。理事会や部会等の各種会議のほか、記帳指導、ウェブ租税教室、各種相談事業でウェブ会議システム等を利用し運営しております。そして、研修事業においても、感染防止の観点から、ビデオ配信による研修会が主流となり、多くの支部でも支部研修会をビデオ配信、ウェブ会議システムによる開催にご対応いただいております。

会場参加型の研修会は、講師のお話をリアルタイムにお聞きすることができ臨場感がある、支部では支部会員の交流の機会等となりますが、ビデオ配信による実施形態も、会場に出向く必要がなく、スケジュールに捉われず時間的な制約がなくなることから効率的に研修受講が可能となるといった大きな利点も実感していただいているかと存じます。

また本会では、体系立てた各税法実務講座や周辺専門講座など研修カリキュラムを充実させるとともに、ビデオ配信による研修受講の特徴

も考慮し、視聴しやすい短時間研修の展開、HP・会報紙への研修メニューの掲載など、受講環境の改善に向けた取組を進めております。

会則、研修規則には36時間以上の研修受講義務を定めており、受講義務履行実績は、令和2年度73.9%、令和元年度77.8%、平成30年度78.7%で推移しています。

毎年の税制改正や税務行政手続のDX化などますます高度化・複雑化が進展するなかにおいても、適正に税理士業務を遂行し、税理士の使命を果たすため、税理士法39条の2に定める「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない」という趣旨をご理解のうえ、研修受講義務を必ず履行していただきますようお願い申し上げます。



近畿税理士会 専務理事

秦 雅彦

令和 3 年認定研修一覧

開催年月日	主 催	開 催 場 所	研修内容 (テーマ)	時間数
R3.1.12-1.31	青年部 南支部	Web研修	税率引上げ後の消費税 ～インボイス制度と新型コロナウイルス感染症関連の措置を中心に～	3.0
R3.1.18	近税正風会 本部	エル・おおさかエルシアター	令和3年度 税制改正について	3.0
R3.1.21	青年部 神戸支部 加古川部会	加古川まちづくりセンター	酒類行政とお酒の豆知識	1.0
R3.6.25	青年部 神戸支部	生田神社会館	令和3年度改正税法も含めた誤りやすい事例研修	3.0
R3.7.27-8.26	近税正風会 本部	Web研修	第一部 浪速の弁護士のコミュニケーション術 第二部 税理士法改正に関する改正要望書(案) ～令和4年度改正に向けて～	3.0
R3.9.29	青年部 神戸支部 加古川部会	加古川プラザホテル	税務雑感	1.0
R3.10.1	青年部 南支部	大成閣	税務職員に必要なもの -若手職員に向けて贈った話-	1.0
R3.10.11	京都府支部 右京部会	京都税理士会館京税ホール	改正税法・通達等	2.0
R3.10.14	青年部 豊能支部	ホテルアイポリー	インボイス制度の実務対応セミナー	1.5
R3.12.8	青年部 京都府支部	THE THOUSAND KYOTO	第一部 インボイス制度と税務DX 第二部 相続税の誤りやすい事例について	1.5

● 近税正風会 綱領 ●

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

● 近税正風会の成り立ちと現状 ●

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。

以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会15,000名を超える会員の内、約7,000名の会員が近税正風会に所属しています。

近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

● お礼とご寄附のお願い ●

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

近税正風会では、寄附金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る令和3年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄附金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。

第2回目の寄附金のお願い(令和4年2月末日期日)は、1月中旬頃にお送り致します。出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪府中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階

TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183

<http://www.kinzei-seifukai.com>

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。



近税正風会

検索

近 税 正 風 会

みんなで創ろう!税理士の未来

私たち税理士には、

「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- 税理士法第1条(税理士の使命)を堅持し、
- 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- 税理士という職業を「夢」のあるものにしたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- 充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。